

社会教育委員・公民館運営審議会委員の役割について

【社会教育委員の役割】

米子市の社会教育・生涯学習の推進について、その方策や方針についてご意見を述べていただくほか、諮問に応じ答申いただくとともに、必要に応じて諸計画を作成していただきます。

なお、社会教育法第17条において、以下のとおり定められています

社会教育法第17条（社会教育委員の職務）

社会教育に関し教育長を経て教育委員会に助言するため、左（以下）の職務を行う。

- 1 社会教育に関する諸計画を立案すること。
- 2 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。
- 3 前2号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

【公民館運営審議会委員の役割】

米子市の公民館の管理・運営等、市全体の公民館のあり方についてご意見を述べていただくほか、諮問に応じ答申いただくとともに、必要に応じて諸計画を作成していただきます。

なお、公民館運営審議会については、社会教育法第29条において、以下のとおり定められています

社会教育法第29条（公民館運営審議会）

公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。